様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第六面）

２．エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

（略）

３．エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

（略）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑧　（略）

４．（略）

５．第四面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②・③　（略）

６．～８．（略）

様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２・３　（略）

第43条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第41条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

第75条　（略）

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第六面）

２．エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

（略）

３．エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

（略）

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～⑧　（略）

４．（略）

５．第四面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②・③　（略）

６．～８．（略）

様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（略）

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２・３　（略）

第43条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、第41条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

第75条　（略）